主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴法四一九 条ノニに定められている抗告のみが右の場合にあたる。ところが、本件抗告理由は、 違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、同条 所定の場合にあたらないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告 費用は抗告人に負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和五五年三月六日

最高裁判所第三小法廷

雄	清		旦	江	裁判長裁判官
_	昌			環	裁判官
Ξ	大	井		横	裁判官
己	正	藤		伊	裁判官